

## 健康食品の商品名に関する平成19年4月13日事務連絡

### 1. 平成19年4月13日事務連絡

平成19年4月13日厚労省より各自治体への事務連絡が発信された。

その内容はDHC、ファンケル、小林製薬の商品名を挙げ薬事法に違反するおそれがあるので、これらの各社に90日以内の改善を要請したと各自治体においても同様の商品名があれば改善要請するようというものであった。

<指摘された商品名>

(DHC)	(ファンケル)	(小林製薬)
A 美肌グット	A 快視 (サポート)	B 抗酸 (ヘルプ)
A 快視力	A 記憶	B 更年期
A 肝エネルギー	B ぜんりつ	B かいよう
B コレステダウン	B コレステ	B 健視
B アレルゲン	B 楽節	B アレルゲン
A 体力強壮	B 風邪	B アトなし
A トイレ減 (男)	B アレル気	B 健忘
A トイレ減 (女)	B 更年期	B 健糖
C 温ホールド	C さらさら	B 健通
B 圧ダウン	B 糖値	B 健節
A 快々眠	B 計圧	B 健圧
B 糖ダウン	C ぬくぬく	C さらさら
B 風なし	C リズム	B 男精
C ダイエットパワー	C すっきり	C あったか
A なめらか肌	A 快眠	B しみなし
C さらさら	B 肝心	C しっとり
B ふしぶし	A 休足	B 休カン
A トイレアシスト (男)	C タフネス	B おやすみ
A トイレアシスト (女)	B 春のすっきりパック	B コリコリ
A ぐっすり	A 能力応援パック	B 低脂
		B ときどき
		B もれなし

### 2. 今後の商品名の考え方

- 1) 当方の評価では、上のうちAを付けたものは違反と言われても仕方のないもので、これらに類似するものも用いるべきではない。
- 2) Bを付したものはこれまで微妙と見られてきたもので類似表現も極めて微妙であり、当方にメールにて問合せ頂きたい。
- 3) Cを付したものは違反とするのに無理があるものであり、これら自体は用いるべきでないとしても類似表現の許容範囲は広いと思う。

3. 該当表現がある場合

今回の事務連絡で示された表現そのものが入っているか2で述べた許容されない類似表現が入っている場合は次の版からラベルを変更することを検討すべきである。